北海道建設部土木工事共通仕様書

新 旧 対 照 表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和５年10月版）」を一部改定し、令和５年(2023年)10月1日以後に入札する工事から適用する。

北海道建設部建設政策局建設管理課

北海道建設部土木工事共通仕様書（令和５年度１０月版）　新旧対照表

改　正　後	改　正　前	頁、改正理由
Ⅰ　土木工事共通仕様書（本文） **第１編　共 通 編** **第１章　総　則**	**第１編　　共 通 編** **第１章　総　則**	
１－１－１－39　交通安全管理 （中略） 19．老人または身体障害者対策 受注者は、老人または身体障害者などがしばしば通行する場合には、通行に支障のない通路を確保しなければならない。 20．その他 (1) 受注者は、運転者に対しては、安全運転講習会の開催等、安全運転意識の向上について十分留意するとともに下請負人の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。 (2) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するものとする。	**１－１－１－39　交通安全管理** （中略） 19．老人または身体障害者対策 受注者は、老人または身体障害者などがしばしば通行する場合には、通行に支障のない通路を確保しなければならない。	Ⅰ-1-1-36 当初制定版において脱漏していたため、追加する。